

## 平成 26 年度第 1 回 広島市病院事業地方独立行政法人評価委員会 会議要旨

1 開催日時 平成 27 年 1 月 8 日 (木) 15 時～16 時 50 分

2 開催場所 広島市役所本庁舎 14 階 第 7 会議室

### 3 出席者

(1) 委員

秋山委員長、板谷委員、蔵田委員、桑原委員、松村委員

(2) 臨時委員

伊藤委員

(3) 事務局

健康福祉局長、市立病院機構担当部長、保健部長、市立病院機構担当課長、保健医療課長、市立病院機構担当主幹、その他担当職員

### 4 議 事

- (1) 地方独立行政法人広島市立病院機構 各事業年度及び中期目標期間における業務の実績に関する評価の基本方針 (案) について
- (2) 地方独立行政法人広島市立病院機構 各事業年度における業務の実績に関する評価の実施要領 (案) について
- (3) 地方独立行政法人広島市立病院機構 役員の報酬等の支給基準の変更に係る市長への意見の申出について

### 5 公開・非公開の別

公開

### 6 傍聴者

一般傍聴者 3 人 (地方独立行政法人広島市立病院機構職員 3 人)

報道機関 0 社

### 7 会議資料

**資料 1** 平成 26 年度第 1 回広島市病院事業地方独立行政法人評価委員会審議事項についての説明事項

**資料 2** 地方独立行政法人広島市立病院機構 各事業年度及び中期目標期間における業務の実績に関する評価の基本方針 (案)

**資料 3** 地方独立行政法人広島市立病院機構 各事業年度における業務の実績に関する評価の実施要領 (案)

**資料 4** 地方独立行政法人広島市立病院機構 役員の報酬等の支給基準の変更にについて

**参考資料 1** 地方独立行政法人広島市立病院機構 中期目標

**参考資料 2** 地方独立行政法人広島市立病院機構 中期計画・年度計画 (平成 26 年度)

**参考資料 3** 評価委員会の審議事項及び審議スケジュール

## 8 会議要旨

### (1) 審議事項の概要について

#### ア 説明

- ・ 事務局が、**資料1**より審議事項の概要を説明。

#### イ 質疑・意見交換

##### [蔵田委員]

- ・ 評価委員会がした評価結果は、公表されるのだろうか。
- ・ 評価の基本方針が各事業年度と中期目標期間の2つに対して定めるものであるのに対し、評価の実施要領は事業年度だけを定めるのはなぜか。
- ・ 評価の段階について、外資系は4段階が主流である。イエスかノーという文化の違いもあるのだが5段階だと真ん中になってしまうということもある。5段階とするに至った議論はどのようなものだったのか。

##### [事務局（平岡市立病院機構担当課長）]

- ・ 評価委員会の評価結果については、ホームページ等で公表することになっている。
- ・ 中期目標期間全体の評価に係る実施要領は、平成29年度まで時間があるので、もう少しばらばら検討しながら決めさせていただきたいと考えている。
- ・ 評価の段階については、京都市が3段階、他の政令市が5段階と、色々であろうかと思うが、5段階を採用しようとした大きな理由は、本市が設立した地方独立行政法人である市立大学の評価が5段階評価であるため、これを踏襲することとしたものである。

##### [秋山委員長]

- ・ 評価の段階については、大きな理由がなければ市立大学に合わせることにした方が、公表された結果を見る側としては混乱しなくていいと思う。

##### [桑原委員]

- ・ 小項目については法人に自己評価をさせ、大項目については自己評価をさせないということであるが、大項目の評価は評価委員会のみが行うことでよいのだろうか。

##### [事務局（平岡市立病院機構担当課長）]

- ・ 大項目の評価については、小項目の評価の積み重ねというように考えており、特筆すべき事項があった場合は加味するというようにしている。そのため、集計である大項目の評価については、法人に自己評価を求めないことにしたものである。

##### [桑原委員]

- ・ 小項目の中には重さの違うものが並んでいると思うが、それぞれがどのようにやったのかという考えがあるように思うので、大項目についても自己評価があってもよいのではないかと思う。

[事務局（亀井市立病院機構担当部長）]

- ・ 小項目については、その中に細目があり、細目の評価を積み上げたものが小項目の評価となる。したがって、評価は、有効に並列の関係にある。ただ、小項目の中の細目については、多岐にわたるもの、量的に違うもの、重いものや軽いものがあるが、これらを小項目というインデックスに戻すというように考えて評価してやればよいと考えている。
- ・ 大項目については、医療に関する項目の評価点が全体評価で5%のところを10%に加重するように、取組項目によって評価の度合いを変える仕組みを作り、重いものや軽いものをうまく評価できるようにしたいと考えている。

(2) 地方独立行政法人広島市立病院機構 各事業年度及び中期目標期間における業務の実績に関する評価の基本方針(案)及び各事業年度における業務の実績に関する評価の実施要領(案)について

ア 案の説明

- ・ 事務局が、[資料2](#)、[資料3](#)、[参考資料1](#)、[参考資料2](#)により事務局案を説明。

イ 質疑・意見交換

[蔵田委員]

- ・ [資料3](#)の2ページの大項目評価点の配分比率についてであるが、「11 外部評価等の活用」というのは、どんなものがあるのだろうか。
- ・ また、「13 安佐市民病院の建替えと医療機能の拡充」については、事業年度でどのように評価していくのだろうか。

[事務局（亀井市立病院機構担当部長）]

- ・ 外部評価の活用については、法的には公認会計士の監査が義務付けられている。それに加えて、広く市民から意見を募集するとか外部の意見を運営に反映できるような仕組みを講じることなどである。具体的には、[参考資料2](#)の中期計画の18ページであるが、「病院運営の透明性を高めるため、その結果や対応について、ホームページ等を活用して積極的に公開する。」と取組を定めており、こうした取組を評価することになると考えている。
- ・ 安佐市民病院の建替えに関しては、市と連携して建替えを進めることになっており、市が検討している状況に合わせて法人が動いているので、市と歩調を合わせて進めているのであれば評価するということになるだろうかと考えている。したがって、建替えが進む、進まないということではなく、市と連携して検討を進めていくことに対する評価ということである。

[松村委員]

- ・ [資料3](#)の2ページの大項目評価点の配分比率についてであるが、これを見ると、10%、10%と同じようにされている。
- ・ [参考資料2](#)の後ろに折り込んである項目別記載事項の一覧表では、大項目の「1 市立病院として担うべき医療」の細目が最も多く、また、それぞれの病院が特色を持って運営されるのであることを考えると、ここがウエイトとしては一番大きいと思う。
- ・ 最後の評価で、このように一律10%にして重要度を考慮しないとすると、評価としては偏ってしまうことになるのではないだろうか。もう少し時間をいただいて、「1 市立病

院として担うべき医療」は20%とか検討させていただければと思う。10%とされた根拠は何かあるのだろうか。

#### [事務局（亀井市立病院機構担当部長）]

- ・ 全体評価の評価点の合計を5点満点で100%にもっていくということがあり、その中で割り振りを考え、医療の向上に関する項目を加点してはどうかということで10%としたものである。
- ・ ご指摘のとおり「1 市立病院として担うべき医療」を20%とするという考えは、あり得る話であろうと思うが、テクニカルな話になるが、全体を100%としようとする、その分をどこかでマイナスしなければならないということになる。
- ・ 大項目については、それぞれが独立してあるわけではなく、それぞれが関連している。例えば、「1 市立病院機構として担うべき医療」を提供するためには、「2 医療の質の向上」や「8 人材の確保、育成」なども必要である。また、「2 医療の質の向上」を図ろうとすると、「5 市立病院間の連携の強化」なども必要である。
- ・ したがって、「1 市立病院として担うべき医療」がうまく回っていると評価することは、関連する大項目のそれぞれの取組に対する評価にも当然に評価点が与えられることになり、全体的な評価の中で、医療に関する評価ができるのではないだろうかと考えている。

#### [秋山委員長]

- ・ 「年度計画の区分」には、「第1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上」、「第2 業務運営の改善及び効率化」、「第3 財務内容の改善」、「第4 その他重要事項」があり、このうち、「第1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上」については、6つの大項目を合算すると55%という大きなウエイトを占めているということが分かるが、そこをどのようにするかも考える必要があるのではないだろうか。

#### [桑原委員]

- ・ 松村委員と同じようなことを質問しようと考えていたところである。これでは、一般の病院と変わらないのではないかと思える。市立病院という役割があるのだから、そこが見えないといけないのではないか。

#### [事務局（糸山健康福祉局長）]

- ・ 事務局案としての設定の考え方を申し上げたところであるが、評価委員会の委員の皆さま方で、ちょっとこれはどうかということがあれば、参考にさせていただきたい。
- ・ 具体的にイメージしていただくため、**参考資料2**の後ろに折り込んである項目別記載事項の一覧表をご覧いただきたい。大項目の「1 市立病院として担うべき医療」は、小項目が4つで病院ごとになっている。例えば、病院ごとに5点を与えるとすると20点になる。色々な考え方ができようかと思うが、それこそ委員の皆さん方がどのようにお考えになれるかだと思う。
- ・ お話を聞いていて、「1 市立病院として担うべき医療」を10%から20%に引き上げ、「4 地域の医療機関等との連携」と「6 保健医療行政への協力」を10%から5%にそれぞれ下げてバランスをとるというのも、1つの考えとして内容的には比較的いけるかなと思った。

- ・ 松村委員や桑原委員がおっしゃった感覚というものは、確かにあると感じた。少し機械的過ぎたかなというところがあるので、議論をしていただければと思う。

**[秋山委員長]**

- ・ 公表されるのは、全体評価の他に、大項目評価と小項目評価のどちらだろうか。

**[事務局（平岡市立病院機構担当課長）]**

- ・ 大項目評価と小項目評価の両方とも公表されることになる。

**[蔵田委員]**

- ・ 法人による小項目に係る自己評価と、評価委員会による小項目評価、大項目評価、全体評価が公表されることになるようであるが、法人の自己評価と評価委員会の評価が相違して矛盾が出てくることにならないかと感じるが、どうだろうか。

**[事務局（平岡市立病院機構担当課長）]**

- ・ 市立大学においても、評価委員会による評価に合わせて法人による自己評価も公表しており、市立病院機構についても同じように公表することを考えている。

**[秋山委員長]**

- ・ 小項目の評価に至るまでの作業として、まず、法人による細目についての評価も確認しないといけないと思うが、報告書には細目の評価についても付いてくると理解すればよいか。

**[桑原委員]**

- ・ 我々のところも同じようなことをやっているが、ここでいう小項目の評価から自己評価の点数を付けて、それから大項目についても自己評価をある程度して報告書を出してくるのだが、委員からの意見、例えば評価が高すぎるとか、その逆の意見もあるが、それらを最終的に委員会ですましている。
- ・ 法人の自己評価は高くなると思うので、評価委員会の評価との差が出るということになると思う。

**[事務局（平岡市立病院機構担当課長）]**

- ・ 市立大学の評価報告書では、中期目標、中期計画及び年度計画が左側に小さく書かれており、それに基づき小項目ごとに法人の自己評価がある。
- ・ 小項目の自己評価と合わせて、細目について自ら評価できるものや特筆すべきものについての記述があるものもある。その右側に評価委員会による評価が合わせて付いているというのが、市立大学の評価報告書の体裁である。

**[板谷委員]**

- ・ 評価委員会の評価と法人の自己評価を同列に並べて発表するのは、馴染まないような気がする。法人の自己評価は、評価委員会の評価を受けるためのものであり、法人の自己評価については、別のところで発表すべきではないか。市立大学がされているようであるが、違和感がある。

#### [事務局（糸山健康福祉局長）]

- ・ 市立大学の例では、自己評価「a」とか「b」とかだけではなく、その理由として大学として行った取組内容が詳しく書いてあり、評価委員会は、それを確認し、踏まえた上で「A」や「B」と評価するというような作りになっている。この形の方が、分かりやすいということも言えるのではないかと思う。

#### [事務局（亀井市立病院機構担当部長）]

- ・ 市立大学の評価結果報告書では、評価委員会が示された全体評価というのが冒頭にある。全体評価は、「S」、「A」～「D」という5段階で評価しているが、平成25年度は「A」の評価となっている。
- ・ 構成としては、小項目ごとにどのように評価したかという表が付いており、小項目ごとにどのような実績があり、どの点を評価したのかということが分かるように、法人の自己評価と、それに対する評価委員会の評価を並べて記載している。ここが説明になる部分になると思う。
- ・ なぜ、評価委員会が「A」という評価をしたのか、その説明のために、法人の自己評価と、それに対する評価委員会の小項目の評価を記載していると理解している。

#### [事務局（平岡市立病院機構担当課長）]

- ・ 先程の説明が不十分であったが、大項目については評価委員会の評価だけが出るということである。

#### [蔵田委員]

- ・ 松村委員がおっしゃられたように、法人の立上げの第1期の評価ということでもあり、総花的になってしまうというよりも、この4年間におけるプライオリティ（優先）という視点で重点を置いて評価してはどうだろうか。

#### [事務局（亀井市立病院機構担当部長）]

- ・ **資料3**の2ページの配分比率の割合であるが、「第1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上」に55%を割り振っている。それから「第2 業務運営の改善及び効率化」に30%、これは内部統制に関する項目であり、全体からみた割合を下げている。
- ・ 「第1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上」の55%の中で、配分を調整するならば、「1 市立病院として担うべき医療」を20%にし、「4 地域の医療機関等との連携」と「6 保健医療行政への協力」をそれぞれ5%にしてはどうかと考えるが、いかがだろうか。

#### [松村委員]

- ・ 今の修正案にも賛成ではあるが、市域を越えた大きな医療圏の中で、法人化した4病院が、それぞれの役割を果たしながら市民の命と健康を守るかというところが一番重要であり、そのためには1病院ごとにきちんと評価していかなければならないと思う。
- ・ 今のままでは、現場のない事務方の評価になってしまうのではないか。現場である4病院を重視するという評価とするためにも、極端な例であるが、各病院に10%ずつ振って「1 市立病院として担うべき医療」を40%としてもよいのではないか。

[秋山委員長]

- ・ 確かに4病院だけでも評価する細目が多いので、そういったことも考えられるかも知れない。

[事務局（亀井市立病院機構担当部長）]

- ・ 松村委員の意見を踏まえて、「1 市立病院として担うべき医療」の比率を40%に高めると、その他の評価点は基礎点のみの5点となる。テクニカルな話になるが、最終的には、全体評価として100点満点を5点満点に戻すことになるが、5点満点の40%は2点になり、5段階評価の中ではCランクまで点をとることになり、その他のところで点を積み上げていただくと、Bランク、Aランクに上がっていくという評価構成になっている。
- ・ 今回、メリハリを付けた評価の比率を定めるのであれば、「1 市立病院として担うべき医療」のところを中心に評価し、その他は基礎配分とするということになる。

[秋山委員長]

- ・ 考え方としては、「第1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上」と「第2 業務運営の改善及び効率化」にウエイトを置かれているのは、よろしいのではないかと思うが、「第1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上」の55%を60%~65%ぐらいにすることになるのだろうか。

[事務局（亀井市立病院機構担当部長）]

- ・ 「1 市立病院として担うべき医療」の比率を40%にすると、「第1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上」が65%、「第2 業務運営の改善及び効率化」が25%、「第3 財務内容の改善」が5%、「第4 その他重要事項」が5%となる。

[蔵田委員]

- ・ 小項目の評価で、「年度計画を大幅に下回っている」とあるが、これでも1点配点されるのか。率直な意見として、計画を大幅に下回っているのに1点加点があるのはおかしいという人もおられるのではないだろうか。

[事務局（亀井市立病院機構担当部長）]

- ・ 全体を評価する上で5段階で評価するということであり、必ず点を付与することになる。1点というのは、最下位の評価であり、「計画を実現する上で重要な改善すべき事項がある」ということを表している1点というように理解していただければと思う。

[秋山委員長]

- ・ 参考資料2の後ろに付いているまとめの表をご覧くださいと分かるように、たくさんの項目があり、この中の1つを一生懸命頑張ったとしても全体的な評価に大きな影響はないということになると思う。
- ・ 本日出された意見は大幅な変更を要するというでもないと思うので、事務局において、本日の会議での意見を踏まえて修正案を検討していただき、それを見せていただきたいと思う。その上で委員の皆さん方に確認していただくということではどうだろうか。その過程において、意見が割れるようであれば、改めて会議を開催することとしてはどうだろうか。

[委員一同]

- ・ 異議なし。

[事務局（亀井市立病院機構担当部長）]

- ・ 参考までに市立大学の評価結果の公表資料について説明させていただく。資料の表紙に、平成26年8月とあるが、この時期に平成25年度の評価結果をまとめられている。
- ・ この資料は、市議会の9月議会に報告されることになっている。市立病院機構についても同様に、この時期までに評価を行い、9月議会に市立大学と合わせて報告していただくことになる。※評価結果の内容について簡潔に説明。

[桑原委員]

- ・ 市立大学では大項目評価についても自己評価しているようであるが、市立病院機構については小項目評価のみ自己評価させるとの説明であった。先ほどの評価配点についての議論に立ち返ることになるが、恐らく病院ごとでも自己評価すると思うので、自分たちがどのように評価しているのか、どのように評価されているのかが分かるような仕組みも必要なのではないか。

[事務局（亀井市立病院機構担当部長）]

- ・ ご指摘のとおり4つの病院があるので、病院ごとの基礎的な評価が必要であると考えている。ただ、大項目の中で「第2 業務運営の改善及び効率化」には病院ごとに定めている項目もあるが、機構全体として定めた項目が多い。したがって、病院ごとに定めている「第1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上」では、病院ごとの特色によって取組を掲げているので、そこで自己評価させる仕方を考えたところである。
- ・ 病院ごとに財務を含めて評価できればいいのだが、例えば財務のように、黒字の病院と赤字の病院がある中で機構全体として黒字を維持するという目標を掲げているところであり、病院ごとに評価したものを全体に戻すという整理ができないものがある。
- ・ 大項目評価については、すべての小項目評価が3から5の場合は4点、3から5の小項目評価の割合が概ね9割以上の場合が3点としており、小項目評価で大項目評価が機械的に付与されるようにしている。大項目について自己評価させないという点は市立大学と異なるが、大項目評価と小項目評価との相関を作っておかないといけないと考えている。小項目評価がCなのに大項目評価がAになるようなことはなく、小項目評価が大項目評価に戻るようになっているので、大項目について法人に自己評価させる必要はないと考えている。

(3) 地方独立行政法人広島市立病院機構 役員の報酬等の支給基準の変更に係る市長への意見の申出について

ア 説明

- ・ 事務局が、資料4により説明。

イ 審議

[委員一同]

- ・ 意見なし。